



次頁 料 1-1

様式第5-2 (日本工業規格A列4番)

中運企交第34号
平成25年7月31日

長久手市地域公共交通会議
会長 松本 幸正 殿

中部運輸局長



平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業) 交付決定通知書

平成25年6月6日付けで申請のあった「平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、平成25年7月31日付け国総支第38号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業

地域公共交通調査事業

2. 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	4,072,000円	}	(内訳別紙)
補助金の額	金	660,000円		

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業の実施に関する事項を記載した計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業) 交付決定事業

補助対象事業者名 長久手市地域公共交通会議 (単位:円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
長久手市地域公共交通総合連携計画 評価等検討調査事業 ①市内公共交通の 現状及び課題の把握 ②連携計画の評価・見直し ③生活交通ネットワーク計画の検討 ④利用促進に向けた施策の実施 ⑤報告書作成 ⑥協議会開催	自 平成25年7月31日以 降 至 平成26年3月31日	4,072,000	660,000